

【 政策名 】

【 施策名 】

【 事業名 】

【 事業費 】

犯罪の起きにくい社会づくりの
推進

(千円)

施策関連事業

22,226

交通死亡事故の抑止

交通事故抑止に資する交通
指導取締りの推進交通指導取締活動事
業

22,226

被害者支援の推進

令和 3 年度における政策評価

秋田県公安委員会 秋田県警察本部長

政 策 名	交通死亡事故の抑止
評価実施者	秋田県公安委員会 秋田県警察本部
評価対象	交通死亡事故の抑止
評価時期	令和 3 年 7 月

I 政策を取り巻く治安情勢

令和 2 年中に県内で発生した交通事故は、発生件数が 1,377 件（前年比 137 件減少）、死者数は 37 人（前年比 3 人減少）、負傷者数は 1,655 人（前年比 175 人減少）であった。一方、高齢死者数については 26 人（前年比 1 人減少）と全死者数の 70.3% を占めており、平成 25 年以降 8 年連続で全死者数に占める割合が 6 割を超えている。

当県の高齢化率は 37.9%（令和 2 年 7 月 1 日現在・県発表）であり、今後も更なる高齢化が進むものと予想される。また、県内の運転免許保有者数が減少している中において、高齢運転者の占める割合は 30.7%（令和 2 年 12 月末現在）と年々増加（前年同期比 1 ポイント増）している。

II 政策の目的

高齢者対策を最重点とする総合的な交通事故防止対策を推進し、「歩行者ファースト」等交通安全意識を確立するための交通安全教育や広報啓発活動、交通事故抑止に資する交通指導取締り、交通安全施設等の整備・拡充による安全で快適な交通環境の整備等により、交通事故のない「安全で安心な秋田県」の実現を目指す。

III 政策を構成する施策の推進状況及び評価結果

1 施策推進の基本及び取組

(1) 施策の基本

高齢者の交通事故防止対策を重点的に推進するほか、重大交通事故に直結する飲酒運転や著しい速度超過等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反の指導取締りを推進する。また、道路管理者と連携した危険箇所対策のほか、道路・交通事情の変化に応じた信号機の新設・改良、道路標識・道路標示等の設置など交通安全施設の整備を充実させるとともに、高齢者に優しい安全で快適な道路交通環境を構築する。

(2) 取組

- ア 高齢者対策を最重点とする総合的な交通事故防止対策の推進
- イ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進
- ウ 安全で快適な交通環境の整備

2 数値目標及びその達成状況

各施策の指標	指標	H29	H30	R1	R2	R3	直近の達成率
高齢者対策を最重点とする総合的な交通事故防止対策の推進 (交通事故高齢死傷者数の減少)	目標	515	470	425	380	380	97.7%
	実績	502	454	403	389		
	達成率	102.6%	103.5%	105.5%	97.7%		
交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 (交通事故死傷者数の減少)	目標	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	118.2%
	実績	2,498	2,186	1,870	1,692		
	達成率	80.1%	91.5%	107.0%	118.2%		
安全で快適な交通環境の整備 交通安全施設(信号制御機、信号灯器、信号柱)の維持管理数	目標	630	630	630	630	630	100.0%
	実績	630	630	630	630		
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
	目標						
	実績						
	達成率						
	目標						
	実績						
	達成率						

3 施策の評価結果

施策名	推進状況		施策評価の結果			
	事業数	事業費(千円)	必要性	有効性	緊急性	総合評価
1 高齢者対策を最重点とする総合的な交通事故防止対策の推進	1	35,337	A	A	A	A
2 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進	1	22,226	A	A	A	A
3 安全で快適な交通環境の整備	2	1,073,155	A	A	A	A
4						
5						

4 施策の推進状況

(1) 高齢者対策を最重点とする総合的な交通事故防止対策の推進
ア 高齢者安全・安心アドバイザーの高齢者世帯の戸別訪問による交通安全指導状況 令和2年度中、高齢者世帯24,688世帯を訪問し、高齢者32,877人と面接して交通安全指導を実施した。
イ 高齢者安全・安心アドバイザーの交通安全教室実施状況 令和2年度中、高齢者対象の交通安全教室を115回実施し、受講高齢者3,978人に対して交通安全指導を実施した。
ウ 交通事故を複数回起こした高齢運転者に対し、交通警察官が直接高齢者宅を訪問して交通安全指導を行っている。
エ 運転免許を返納しやすい環境を整備するため、運転免許センターに日曜返納窓口の開設や警察署員の訪問による運転免許の返納受理、代理人による申請の受理及び全県の交番・駐在所における運転免許の自主返納の受理を行っている。また、運転免許証自主返納者の生活支援の充実を図ることを目的に、市町村の地域包括支援センターと運転免許自主返納者等に関する情報共有を図っている。
オ 運転免許を返納しやすい環境を整備する中で、警察署長等が地域公共交通活性化協議会に参画し、高齢運転者の交通事故概要のほか、高齢者の運転免許返納状況等について説明するなど、情報共有(提供)を図っている。
カ 運転免許センター内の運転適性相談窓口に専門的知識を有する医療系専門職員を配置し運転免許を更新する高齢者やその家族の相談に応じ、認知機能や運転機能の低下など、運転に支障が出る症状の早期に努めている。
(2) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進
ア 県民の安全・安心を脅かす交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進した。
イ 飲酒運転や交差点関連違反等の取締りを恒常的に実施したほか、道路横断中の子供や高齢者が犠牲になる事故を抑止するため横断歩行者妨害違反の取締りを強化した。

- ウ 交通事故発生実態等を分析し、分析結果を踏まえた効果的な指導取締りを推進したほか、高齢者対策、シートベルト・チャイルドシートの着用の啓発、夕暮れ時における交通事故抑止対策の強化等各種施策を展開し交通事故の総量抑制を図った。
- (3) 安全で快適な交通環境の整備
- ア あきた公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な交通安全施設の維持管理を行った。
- イ 電球式信号灯器の経済負担軽減や視認性向上を図るため、LED灯器への更新を推進した。
- ウ 降雪期における信号機の視認性を確保するため、着雪防止型信号灯器の整備を推進した。
- エ 住民要望等を踏まえ、真に必要な交差点等に対し、信号機を設置した。

IV 政策の推進状況に関する県民意識

交通事故は県民の生命、身体及び財産に重大な被害を与えるものであり、日常生活において誰もが当事者になり得ることから県民の関心も高く、高齢者安全・安心アドバイザーから交通安全指導を受けた高齢者が、友人を誘い交通安全講習会に参加するなど、高齢者相互の交通安全意識の高揚も図られている。また、交通指導取締りについては、飲酒運転や妨害運転等、悪質・危険性の高い違反に対する指導取締り要望も多い。さらに、施設面においては、高齢者、子供、障害者等の交通弱者にも分かりやすく安全に利用できる信号機や道路標識の整備、横断歩道等の道路標示の整備が求められている。

V 政策の評価

総合評価

☐ A 目標達成 ☒ B 目標を8割以上達成 ☐ C 目標達成が6割以上8割未満 ☐ D 目標達成が6割未満

1 政策の推進状況

高齢者安全・安心アドバイザーが高齢者宅を戸別訪問して行う交通安全指導や参加・体験・実践型の交通安全教育等に関しては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮しながら開催するなど、高齢者に対するきめ細かな交通安全教育活動を推進するも、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受け、その活動が制限されたことから、訪問活動実績は前年比で大幅に減少した。

交通指導取締りについては、県民の安全・安心を脅かす重大交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置き、交通取締資機材等を効果的に活用しながら推進した。

交通環境の整備については、交通安全施設の老朽化を原因とする機能停止に伴う交通事故、信号灯器や信号柱の倒壊など、県民生活に多大な影響を及ぼす事案を未然に防止するため、計画的な交通安全施設の維持管理に努めた。

2 課題と今後の推進方向

令和2年中における交通事故発生状況は発生件数、死者数、負傷者数は前年と比較してそれぞれ減少し、発生件数と負傷者数は現行の統計方式を採用した昭和41年以降最も少ない数値となったが、全交通事故死者数に占める高齢死者数の割合は、平成25年以降8年連続で6割を超える結果となった。引き続き高齢者対策を最重点とした交通事故防止対策をはじめ、「歩行者ファースト」等交通安全意識を確立するための交通安全教育と広報啓発活動、交通事故抑止に資する交通指導取締り、安全で快適な交通環境を整備するなど、総合的な交通事故防止対策を推進する。

VI 政策評価委員会の意見

(政策評価委員会に対して諮問する政策のみ記載)

令和3年度における施策評価

施策評価調書

政 策 名	交通死亡事故の抑止		
施 策 名	交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進		
幹 事 部 名	交通部	担当	交通指導課
評価の実施時期	令和3年6月		

I 施策の内容

1 施策目的

交通事故に直結する飲酒運転や著しい速度超過等の悪質・危険性の高い違反の指導取締りを推進することにより、第10次秋田県交通安全計画の目標である死傷者数2,000人以下を目指す。また、県民が要望する迷惑性の高い違反を取り締まるため、交通指導取締資機材等の整備・更新を計画的に推進する。

II 施策の推進状況

1 施策の指標

施策の指標	指 標	H29	H30	R1	R2	R3	直近の達成率
県内の交通事故死傷者数	目 標	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	118.20%
	実 績	2,498	2,186	1,870	1,692		
	達成率	80.1%	91.5%	107.0%	118.2%		

2 事業の概要

番号	事業コード	事業名	担当部課名	事業開始年度	事業終了年度	補助・県単	評 価 結 果			
							1次評価			
							必要性	有効性	効率性	総合評価
1		交通指導取締活動事業	交通指導課			補助 県単	A	A	A	A

3 施策の推進状況

- 県民の安全・安心を脅かす交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進した。
- 飲酒運転や交差点関連違反等の取締りを恒常的に実施したほか、道路横断中の子供や高齢者が犠牲になる事故を抑止するため横断歩行者妨害違反の取締りを強化した。
- 交通事故発生実態等を分析し、分析結果を踏まえた効果的な指導取締りを推進したほか、高齢者対策、シートベルト・チャイルドシート着用の啓発、夕暮れ時における交通事故抑止対策の強化等各種施策を展開し交通事故の総量抑制を図った。

Ⅲ 施策を取り巻く治安情勢

令和2年中は、人身交通事故の件数、負傷者とも現行の統計方式を採用した昭和41年以降で最少となった。死者数は37人で前年と比較して減少したが、うち高齢者が26人と全死者数の70.3%を占めている。飲酒運転を伴う交通事故は減少傾向にあるが死亡事故も発生しており、その根絶には至っていない。

Ⅳ 施策の評価（各観点）

（１）必要性

評価の結果	補足説明
A	県民を悲惨な交通事故から守るため、交通指導取締資機材を効果的に活用した街頭における交通指導取締り活動を継続して推進する必要がある。

A：「高い」、B：「普通」、C：「低い」

（２）有効性

評価の結果	補足説明
A	交通指導取締資機材等を充実させ、積極的に活用することで、飲酒運転や速度超過等の悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反を効果的に取り締まることが可能であり、交通事故抑止に資する交通指導取締りには有効である。

A：「高い」、B：「普通」、C：「低い」

（３）緊急性

評価の結果	補足説明
A	連日発生する交通事故は、県民にとって身近な不安要素であり、交通事故の被害から県民を守り、県民が安全と安心を実感するためには、交通指導取締り活動を継続して推進する必要があることから、緊急に交通事故を抑止する必要性が認められる。

A：「高い」、B：「普通」、C：「低い」

Ⅴ 総合評価

施策の幹事部長による評価

総合評価	総合評価の判定理由
☒ A 「着実に推進」 ☐ B 「改善を図りながら推進」 ☐ C 「見直しが必要」	県民からの取締り要望が多く、重大交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを交通取締資機材等を効果的に活用し実施した。 各種交通事故抑止対策と連動し、交通指導取締り活動を推進した結果、前年と比較して人身交通事故件数、死者数、負傷者数とも減少した。 また、街頭で活動する警察官の受傷事故防止資機材の継続的な整備を行う必要性が認められる。

Ⅵ 評価の反映状況

Ⅶ 政策評価委員会の意見

（政策評価委員会に諮問する施策のみ記載）

8. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										所管所属長による評価										評価結果		
指標名 県内の交通事故死傷者数										現状の課題に照らした妥当性										☒ A		
指標の種類										☒ 成果指標										☒ a	☐ b	☐ c
指標式																						
①年度別の目標値(見込まれる効										住民ニーズに照らした妥当性										☐ B		
指標										指標										☒ a	☐ b	☐ c
目標a										2000										2000	2000	2000
実績b										2498										2186	1870	1692
a/b										80.1%										91.5%	107.0%	118.2%
東北																						
全国																						
②データ等の出典										法令・条例上の要請等										☐ C		
交通事故統計										【理由】												
目標値、実績値は暦年(1~12月)の数値										事業目的の達成状況												
③把握する時期										☒ 当該年度中										☐ 翌年度	月	日
指標名										評価の対象										☒ 対象	☐ 対象外	
指標の種類										☐ 成果指標										☐ a	☐ b	☐ c
指標式																						
①年度別の目標値(見込まれる効果)										【理由】										☒ A		
指標										指標										☐ A	☐ B	☐ C
目標a																						
実績b																						
b/a																						
東北																						
全国																						
②データ等の出典										事業の経済性の妥当性										☒ A		
指標を設定することができない場合の把握方法										【理由】										☐ A	☐ B	☐ C
③把握する時期										☐ 当該年度中										☐ 翌年度	月	日
指標を設定することが出来ない理由										事業の妥当性										☒ A(妥当性が高い)	☐ B(概ね妥当である)	☐ C(妥当性が低い)
										対応方針										☒ 現状維持で継続	☐ 見直して継続	☐ 休廃止
②具体的な把握方法										悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の取締りを強化することで、重大交通事故を抑制するとともに、安全・安心な交通環境が醸成され、県民のニーズとも合致し、その妥当性は高いと判断できることから現状維持で事業を継続するものである。												
③把握した効果										評価結果の当該事業への反映状況(対応方針)												
										政策評価委員会意見(諮問する事業についてのみ記載)												
④データ等の出典																						
⑤把握する時期										☐ 当該年度中										☐ 翌年度	月	日